

西尾市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

令和5年3月27日規則第4号

改正

令和7年5月19日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、西尾市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和5年西尾市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(その他公共的団体)

第2条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
 - (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
 - (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
 - (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
 - (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
 - (9) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染に関し、必要な措置を講ずることができるものとして市長が認めるもの
- 2 前項第10号の規定による市長の認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 定款、規約その他これらに類する書類

- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表
(他の法令で定める事業)

第3条 条例第3条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定による許可を要する行為
- (2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第21条第1項の規定による許可を要する行為
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- (4) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を要する行為
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第43条第1項の規定による許可を要する行為
- (6) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定による免許を要する行為
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の4及び第88条において準用する場合を除く。）の確認又は同法第51条の規定による許可を要する行為
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う行為
(その他適用除外)

第4条 条例第3条第3号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる農地改良事業
- (2) 災害のために必要な応急措置として行う事業
- (3) 運動場、資材置場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業
- (4) 施工前における地盤高の最も低い地点と施工後における地盤高の最も高い地点との高低差が30センチメートル以下の凹凸を解消するための事業
- (5) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づく許可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取

された土砂等を販売するために行う事業

- (6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等の堆積
- (7) 土地の造成又はこれに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域外へ持ち出すことなく当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う事業

(許可の申請)

第5条 条例第8条第2項の申請書は、特定事業許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第8条第4項の申請書は、特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書（様式第3号）とする。

3 条例第3条に規定する特定事業に供する区域の面積を合算して1,000平方メートル以上になる事業を申請するときは、条例第8条第2項第2号の事業計画に、既に完了した事業又は既に着手している事業について併せて記載するものとする。

(添付書類)

第6条 条例第8条第3項第1号の同意書は、特定事業区域内土地使用同意書（様式第4号）とし、一時堆積特定事業である場合の同意書は、特定事業（一時堆積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第5号）とする。

2 条例第8条第3項第2号の報告書は、説明会実施報告書（様式第6号）とする。

3 条例第8条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (2) 条例第8条第2項の規定により許可の申請をする者（以下「申請者」という。）の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- (3) 事業区域の土地及び事業区域の土地に隣接した土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 隣接地権者等承諾書（様式第7号）
- (5) 申請者が他の者に特定事業の施行を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
- (6) 特定事業に用いる土砂等の搬入計画書（様式第8号）
- (7) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第9号）
- (8) 土砂等の発生から処分までの経過を示した図（様式第10号）

- (9) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図
 - (10) 事業区域の計画平面図、計画断面図
 - (11) 特定事業に用いる土砂等の発生場所の位置図、現況平面図及び面積計算書
 - (12) 特定事業に用いる土砂等の予定容量計算書
 - (13) 特定事業に用いる土砂等の発生場所において土壌の調査の試料として土砂等採取した地点の位置を示す図面、現場写真、試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式11号）及び地質分析結果証明書（様式第12号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したのものに限る。以下同じ。）
 - (14) 法令等に基づく許可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許可等を受けたことを証する書類又は許可等の見込みのあることを示す書類
 - (15) 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合にあっては、矢作川沿岸水質保全対策協議会に土地開発行為協議申出した回答書の写し
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 4 条例第8条第4項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 前項第1号から第7号まで及び第13号から第16号までに掲げる書類及び図面
 - (2) 特定事業場の平面図、断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- 5 第3項第13号に規定する報告書及び証明書は、特定事業に用いる土砂等の発生場所が採石法第33条若しくは砂利採取法第16条の認可を受けた採取場である場合又は特定事業に用いる土砂等が愛知県からリサイクル資材として認定を受けた改良土若しくは再生土である場合であって、それらの売渡し又は譲渡であるときは、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第13号）により代えることができる。
- 6 第3項第13号に規定する報告書及び証明書は、特定事業に用いる土砂等が国又は地方公共団体が行う公共事業から発生する土砂等である場合においては、省略することができる。
- （許可の基準）
- 第7条 条例第9条第1項第1号に規定する規則で定める有害物質は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「平成3年告示」という。）別表の項目の欄に掲げる物質とする。
- 2 条例第9条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質は、建設

業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第一種建設発生土、第二種建設発生土又は第三種建設発生土に該当することとする。

3 条例第9条第1項第1号の規則で定める基準のうち、有害物質による汚染の状態は、平成3年告示別表の項目の欄に掲げる物質ごとに同表の環境上の条件の欄に掲げる条件に適合することとする。

4 条例第9条第1項第2号の規則で定める基準は、別表のとおりとする。
（許可等の通知）

第8条 市長は、第5条第1項及び第2項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、前条に規定する許可の基準に適合していると認めるときは、特定事業・一時堆積特定事業許可書を交付する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、許可の基準に適合していないと認めるときは、特定事業・一時堆積特定事業不許可決定通知書により通知する。
（変更の許可の申請等）

第9条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、特定事業・一時堆積特定事業変更許可申請書（様式第14号）に第6条第1項から第3項までに規定する書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 許可を受けた者の氏名、住所又は電話番号（法人にあっては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は電話番号）の変更

(2) 特定事業に係る土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

(3) 特定事業を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

(4) 特定事業の施行に関する事業計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）

(5) 施工管理者の変更又はその者の住所、氏名若しくは電話番号の変更
（変更の許可等の通知）

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、許可の基準に適合していると認めるときは、特定事業・一時堆積特定事業変更許可書を交付する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、許可の基準に適合していないと認めるときは、特定事業・一時堆積特定事業変更不許可決定通知書により通知する。

(軽微な変更の届出)

第11条 条例第10条第3項の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業変更届出書(様式第15号)によるものとする。

(許可の取消し)

第12条 条例第11条の規定による許可の取消しは、特定事業・一時堆積特定事業許可取消通知書によるものとする。

(着手の届出)

第13条 条例第13条の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業着手届出書(様式第16号)によるものとする。

(標識)

第14条 条例第14条第1項の規則で定める標識は、土砂等の特定事業に関する標識(様式第17号)とする。

2 前項に規定する標識の大きさは、縦70センチメートル以上、横100センチメートル以上とする。

(完了の届出)

第15条 条例第15条第1項の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業完了届出書(様式第18号)によるものとする。

(廃止又は休止の届出)

第16条 条例第16条第1項の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業(廃止・休止)届出書(様式第19号)によるものとする。

(再開の届出)

第17条 条例第17条の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業再開届出書(様式第20号)によるものとする。

(地位の承継の届出)

第18条 条例第18条第2項の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業地位承継届出書(様式第21号)によるものとする。

(土砂等管理台帳)

第19条 条例第20条第1項の規則で定める台帳は、特定事業施工管理台帳(様式第22号)とし、同条第2項の規則で定める台帳は、一時堆積特定事業施工管理台帳(様式第23号)とし、それぞれ毎日記載しなければならない。

(土砂等の量等の報告)

第20条 条例第20条第3項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内(特定事業の中止をしようとするとき(当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。))は当該中

止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、又は完了したときは、条例第15条第1項、条例第16条第1項又は条例第17条第1項の規定による届出の時)に、特定事業状況報告書(様式第24号)を、特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては特定事業(一時堆積特定事業)状況報告書(様式第25号)を提出して行わなければならない。

(土壌の調査等)

第21条 条例第21条の規定による土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 事業区域を900平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。
- (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ平成3年告示別表の項目の欄に掲げる物質ごとに行うこと。

2 第6条第3項第13号に規定する書類のために実施される土壌の調査については、前項の規定を準用して行わなければならない。

3 第1項の調査は、条例第21条の各期間経過後、市長の指定する職員の立会いの上、速やかに行わなければならない。

4 条例第21条の規定による報告は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 第1項の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書

(身分証明書)

第22条 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書とする。

(改善命令)

第23条 条例第24条の規定による改善命令は、改善命令書によるものとする。

(措置命令)

第24条 条例第25条の規定による措置命令は、措置命令書によるものとする。

(土地所有者への勧告)

第25条 条例第26条の規定による勧告は、土地所有者への改善勧告書によるものとする。

(土地所有者への命令)

第26条 条例第27条の規定による命令は、土地所有者への措置命令書によるものとする。

(公表の方法)

第27条 条例第29条の規定による公表は、西尾市公告式条例（昭和25年条例第32号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(書類の提出部数)

第28条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業許可申請書又は特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書及び添付書類 正本1部及び副本1部
- (2) 特定事業変更許可申請書又は特定事業（一時堆積特定事業）変更許可申請書及び添付書類 正本1部及び副本1部
- (3) 前2号に掲げる以外の書類 1部

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

生活環境の保全のために必要な措置に関する基準

1 特定事業の施工管理体制	(1) 特定事業を施行するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 (2) 土砂等の搬入及び作業は、原則として日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。 (3) 作業時間は、原則として午前8時か
---------------	---

2 粉じんの飛散防止対策	特定事業に伴い、粉じんが発生する場
	ること。
3 騒音及び振動の防止対策	<p>騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
4 交通安全対策	<p>(1) 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>(2) 搬出入経路が通学路に当たるときは、西尾市教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬出入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 土砂等の搬出入に伴う事業区域からの土砂等による汚損等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>(4) 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p>
5 その他生活環境の保全対策	<p>(1) 事業区域の周辺住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 事業区域の周辺の地域で地下水を利用している場合は、施行前及び施行後に調査等を行い、影響がある場合は、必要な措置を講ずること。</p>